明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（二）
○検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二）
〔省　令〕
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一）
○検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一二）

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第二二号）（厚生労働省）

1　我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行期日を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第二三号）（厚生労働省）

1　我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、検疫法施行令の一部を改正する政令の施行期日を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三